

# 利 用 料 説 明 書

医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション  
ハートフルあすか高取

〒635-0141 奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地

TEL 0744-52-3888

FAX 0744-52-3758

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい利用料の内容を説明いたします。  
分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション運営規程第11条第2項の規定に基づき、指定訪問看護サービスの実施に係る契約の締結に際し、利用料の内容を説明するものです。

## 1 基本利用料（医療保険適用分）

項 目	適用区分	料金(円)	利用者自己負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（看護師）	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（准看護師）	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515
	週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（看護師）	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（准看護師）	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515
	週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中外泊時 1回を限度	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	1日目	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	2,500	250	500	750
訪問看護情報提供療養費1・3	月に1回	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2	年度に1回	1,500	150	300	450
24時間対応体制加算	月に1回	6,520	652	1,304	1,956
訪問看護医療DX情報活用加算	月に1回	50	5	10	15
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで 1日につき	2,650	265	530	795
	月15日目以降 1日につき	2,000	200	400	600
長時間精神科訪問看護加算	週に1回を限度 ※1回90分超	5,200	520	1,040	1,560
夜間・早朝訪問看護加算	1日に1回を限度 (18時～22時・ 6時～8時)	2,100	210	420	630

深夜訪問看護加算	1日に1回を限度 (22時～翌6時)	4,200	420	840	1,260
複数名精神科訪問看護加算（看護師と看護師）	1日に1回	4,500	450	900	1,350
	1日に2回	9,000	900	1,800	2,700
	1日に3回以上	14,500	1,450	2,900	4,350
複数名精神科訪問看護加算（看護師と准看護師）	1日に1回	3,800	380	760	1,140
	1日に2回	7,600	760	1,520	2,280
	1日に3回以上	12,400	1,240	2,480	3,720
複数名精神科訪問看護加算（看護師と看護補助者）	1回につき	3,000	300	600	900
精神科複数回訪問看護加算	1日に2回	4,500	450	900	1,350
	1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400
特別管理加算	月に1回	2,500	250	500	750
特別地域訪問看護加算	1回につき	所定額の 100分の50			
退院時共同指導加算	1回限り	8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	月に2回を限度	6,000	600	1,200	1,800
	※90分以上	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算	月に1回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月に2回を限度	2,000	200	400	600
精神科重症患者支援管理連携加算	月に1回	8,400	840	1,680	2,520
看護・介護職員連携強化加算	月に1回	2,500	250	500	750
専門管理加算	月に1回	2,500	250	500	750
乳幼児加算（6歳未満）	1日につき	1,300	130	260	390
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅で実施	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	施設等で実施	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月に1回	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	月に1回	10～500	1～50	2～100	3～150

備考

- 1 次に掲げる利用者に係る利用者自己負担額は、それぞれに適用される負担限度額又は公費により負担がされない額を上限とします。
  - (1) 70歳以上の利用者
  - (2) 70歳未満であって、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった利用者
  - (3) 特定疾病療養受領証の提示があった利用者
  - (4) 公費負担医療の適用があり、その受給者証等の提示があった利用者
- 2 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲは、指定訪問看護サービスを実施する時間が30分以上とします。なお、30分未満にあつては、それぞれの料金が減額されます。
- 3 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲにおいて、週4日目以降の対象となるのは、次に掲げるいずれかの場合とします。
  - (1) 退院後3月以内に指定訪問看護サービスが実施される場合
  - (2) 精神科特別訪問看護指示書が交付されている場合
- 4 精神科訪問看護基本療養費Ⅲは、同一建物における指定訪問看護サービスを実施する人数が同一日に2人とします。なお、同一日に3人以上にあつては、それぞれの料金が減額されます。
- 5 精神科訪問看護基本療養費Ⅳは、退院後に指定訪問看護サービスを受けようとする入院患者が在宅療養に備えて一時的に外泊（一泊二日以上）をする際に指定訪問看護サービスを実施した場合に算定します。なお、特別管理加算の対象者など厚生労働省が定める算定要件及び施設基準（以下「厚労省要件」という。）に該当する利用者は、入院中2回まで算定します。また、この場合は、訪問看護管理療養費を算定しません。
- 6 訪問看護管理療養費について、厚労省要件を満たす場合の1日目の料金は、次のとおりです。
  - (1) 機能強化型訪問看護管理療養費1にあつては、13,230円です。
  - (2) 機能強化型訪問看護管理療養費2にあつては、10,030円です。
  - (3) 機能強化型訪問看護管理療養費2にあつては、8,700円です。
- 7 訪問看護管理療養費について、厚労省要件を満たす場合の2日目以降の料金は、3,000円です。
- 8 訪問看護情報提供療養費1・3は、利用者の同意を得たうえで、市町村等や利用者の診療を行っている保険医療機関などの関係機関からの求めに応じ、情報を文書により提供した場合に算定します。
- 9 訪問看護情報提供療養費2は、利用者（18歳未満）の同意を得たうえで、学校や保育所などの関係機関からの求めに応じ、情報を文書により提供した場合に算定します。なお、入学等の月や医療的ケアの実施方法等を変更した月に算定します。
- 10 24時間対応体制加算について、厚労省要件に基づく看護業務の負担軽減の取組を行っている場合の料金は、6,800円です。
- 11 訪問看護医療DX情報活用加算は、オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得したうえで指定訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行っている場合であつて、厚労省要件を満たす場合に算定します。
- 12 精神科緊急訪問看護加算は、利用者又はその家族等の緊急の求めに応じ、その

主治医の指示に基づき、緊急に指定訪問看護サービスを実施した場合に算定します。

- 13 長時間精神科訪問看護加算について、15歳未満の超重症児など、厚労省要件に該当する利用者にとっては、週に3回を限度とします。
- 14 夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算について、ステーションの都合による場合は、算定しません。
- 15 複数名精神科訪問看護加算は、利用者又はその家族等の同意を得たうえで、かつ、主治医が複数名による指定訪問看護サービスの実施が必要と認める場合に算定します。また、利用者が同一建物内1人又は2人の場合に算定します。なお、3人以上の場合は、それぞれの料金が減額されます。
- 16 精神科複数回訪問看護加算は、保険医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定し、かつ、主治医が複数回の指定訪問看護サービスの実施が必要と認める場合に算定します。また、利用者が同一建物内1人又は2人の場合に算定します。なお、3人以上の場合は、それぞれの料金が減額されます。
- 17 特別管理加算は、厚労省要件に定める疾患に該当する利用者に算定します。なお、重症度の高い利用者の利用料は、5,000円です。
- 18 特別地域訪問看護加算は、利用者の居宅まで片道1時間以上を要する場合（交通事情等の特別な事情による場合を除きます。）であって、かつ、利用者の居宅が過疎地域等の厚労省要件に定める地域にある場合に算定します。また、「所定額」とは、精神科訪問看護基本療養費として算定される額をいいます。
- 19 退院時共同指導加算は、入院中の利用者が退院後に指定訪問看護サービスを受ける場合であって、医師等と共同で在宅療養に関する指導を行い、かつ、文書を提供した場合に算定します。なお、厚労省要件を満たす利用者は、2回まで算定します。
- 20 退院時共同指導加算における特別管理指導加算は、特別管理加算が適用される利用者に退院時共同指導加算を算定する場合に算定します。
- 21 退院支援指導加算は、退院支援指導を要する者として厚労省要件に該当する利用者（退院日の訪問看護が必要であると認められた者等）に対し、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- 22 在宅患者連携指導加算は、利用者又はその家族等の同意を得たうえで、訪問看護員が、訪問診療を行っている保険医療機関、歯科訪問診療を行っている保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局との間で、月に2回以上文書等により情報共有を行うとともに、療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- 23 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、利用者の状態の急変や診療方針の変更などに伴い、保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護員が参加し、共同で利用者又はその家族等に指導を行った場合に算定します。
- 24 精神科重症患者支援管理連携加算は、利用者が保険医療機関において精神科在宅患者支援管理料2の算定対象である場合であって、その保険医療機関とステーションが支援計画を策定するなど連携している場合に算定します。なお、精神科在宅患者支援管理料2の口の算定対象である利用者の利用料は、5,800円です。
- 25 看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引等の医療が継続的に必要な利用者に対し、主治医の指示のもと、介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合におい

て、訪問看護師がその支援を行った場合に算定します。

- 26 専門管理加算は、緩和ケアなどの専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が専門的な管理を含む指定訪問看護サービスを実施した場合に算定します。
- 27 乳幼児加算について、超重症児等の厚労省要件に該当する利用者の利用料は、1,800円です。
- 28 訪問看護ターミナルケア療養費1・2は、主治医の指示により、指定訪問看護サービスにおけるターミナルケアの支援体制に関し、利用者及びその家族等に説明を行ったうえで、ターミナルケアを行った場合に算定します。
- 29 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)は、厚労省要件に基づき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)と併せて算定します。
- 30 項目欄に掲げる各種療養費及び加算については、その対象者、算定要件等を定める厚労省要件に該当する場合に算定します。
- 31 要介護者又は要支援者である利用者が医療保険による訪問看護療養費が算定できる場合には、次に掲げる項目に関し、介護保険との給付の調整が行われることがあります。
- (1) 訪問看護療養費の加算項目であって、次に掲げるもの
- ア 24時間対応体制加算
  - イ 特別管理加算
  - ウ 退院支援指導加算
  - エ 在宅患者連携指導加算
  - オ 看護・介護職員連携強化加算
- (2) 訪問看護情報提供療養費1
- (3) 訪問看護ターミナルケア療養費

## 2 その他の利用料(医療保険適用外分)

項目	適用区分	算定基礎額
長時間利用料	長時間の訪問を要する利用者に対し、1回の指定訪問看護サービスの実施につき、90分を超えた場合	当該超えた時間に対し、30分当たり3,000円
時間外利用料	営業時間以外の時間において、利用者又はその家族等の求めに応じて指定訪問看護サービスを実施した場合	当該実施した時間に対し、30分当たり3,000円(深夜にあっては、6,000円)
休日利用料	営業日以外の日において、利用者又はその家族等の求めに応じて指定訪問看護サービスを実施した場合	当該実施した時間に対し、30分当たり3,500円
キャンセル料	利用者の申出により指定訪問看護サービスの実施を中止する場合であって、当該申出が当該実施の日の営業時間が始まる時刻までにされなかった場合	中止1回につき、3,000円

交 通 費	実施地域外提供であって、通常実施地域を越えた地点から利用者の居住地までの経路に基づく距離が5キロメートルを超える場合（当該居住地までの移動にステーションの自動車等を使用した場合に限りです。）	実施地域外提供1回につき、当該超えた距離に対し、5キロメートルごとに500円
	実施地域外提供であって、利用者の居住地までの移動に公共交通機関等を使用した場合	実施地域外提供1回につき、当該公共交通機関等の使用に係る交通費の実費相当額
駐 車 料 金	ステーションの自動車等を利用者の敷地等に駐車することが不可能なため有料の駐車場を利用した場合	有料の駐車場の利用1回につき、当該利用に係る費用の実費相当額
衛 生 材 料 費	指定訪問看護サービスの実施において、ケア、処置等を行うに当たり衛生材料が必要な場合	当該衛生材料に係る費用の実費相当額

備考

- 1 この表における用語の意義は、次に定めるとおりとします。
  - (1) 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいいます。
  - (2) 「実施地域外提供」とは、通常実施地域外への指定訪問看護サービスの実施をいいます。
  - (3) 「自動車等」とは、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具をいいます。
  - (4) 「公共交通機関等の使用に係る交通費」とは、鉄道又はバスの使用に係る旅客運賃及びタクシー等の使用に係る車賃をいいます。
- 2 基本利用料である長時間精神科訪問看護加算を算定した場合は、長時間利用料を算定しません。
- 3 基本利用料である夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定した場合は、時間外利用料を算定しません。
- 4 営業日以外の日における営業時間以外の時間に指定訪問看護サービスを実施した場合は、休日利用料及び時間外利用料を算定します。
- 5 利用者の申出により指定訪問看護サービスの実施を中止する場合であって、当該中止の理由が利用者の病状の急変、緊急の入院その他やむを得ない事由である場合は、キャンセル料を算定しません。
- 6 自動車等を使用した場合における交通費に係る距離の算定は、自動車等による経路に基づく距離とします。
- 7 算定基礎額欄の30分当たりの時間を算定する場合は、次に定めるとおりとします。
  - (1) 超えた時間又は実施した時間が30分に満たない場合にあっては、30分とします。
  - (2) 超えた時間又は実施した時間が30分を超える場合において、30分ごとに達した時間を超えた時間がある場合は、当該超えた時間が15分に満たないとき

はこれを切り捨て、当該超えた時間が15分に達しているときは30分に切り上げます。

8 その他の利用料の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得られた額とします。

(1) この表の規定に基づき算定された額の合計額

(2) 前号の合計額から実費相当額を差し引いて得られた額を基礎とする消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額

前記の利用料に関する内容について、利用者に説明を行いました。